竜の眼

編集方針
①会員の自由かつ達な意見交換の場
②オンブズマン活動の発展に貢献
③おもしろく、分かりやすく、役に立つ

第17号　2009.10.19発行

仙台市民オンブズマン・タイアップグループ
仙台市青葉区中央4-3-28朝市ビル3Ｆ
宮城地域自治研究所内
TEL022(227)9900　FAX022(227)3267
http：//sendai-ombuds.net/
e-mail:s-ombuds@nifty.com

表情は穏やかですが、猛毒のトリカブト！
九月奥入瀬にて

撮影：三　塚　芳　徳

オンブズマン支援企画 vol.11
２年ぶりの開催です。

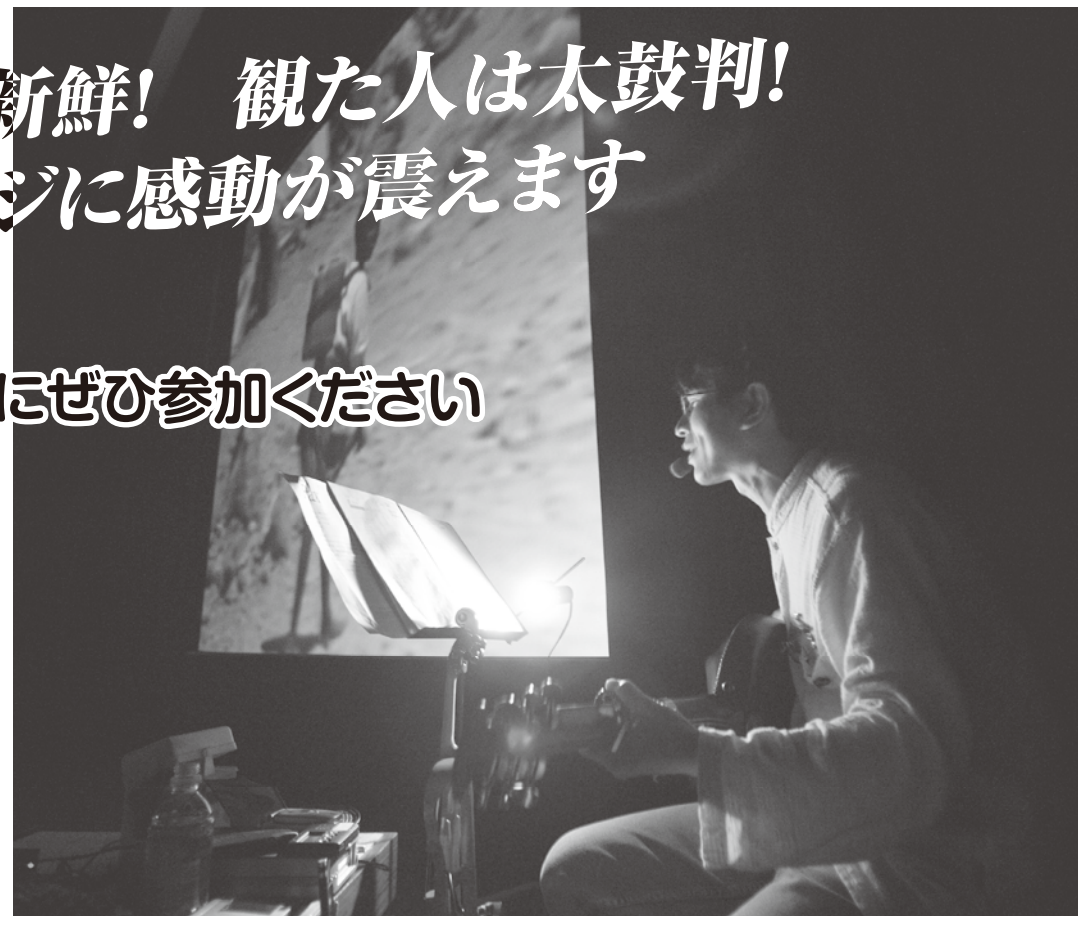

そのメッセージが新鮮！　観た人は太鼓判！
迫力あるステージに感動が震えます

おさそいあわせて
地球のステージにぜひ参加ください

仙台市民オンブズマン支援企画　11回目の今回登場するのは「地球のステージ」という、ライブ音楽とスクリーンに映し出される迫力ある映像と語りを組み合わせた「コンサート・ステージ」です。

支援企画では、最新作「地球のステージ５～国境なき大地～」を上演します。出演している桑山氏のこれまでの国際協力救援活動をはじめ、ルワンダとアラブでの活動と地球のステージとしては初の「国内」を取り扱ったシリーズとして「ヒロシマ篇」も加わりました。原爆投下から63年を経て広島がどのように立ち上がっていったのかを映像をまじえてのライブです。

桑山氏のステージは、高校・中学校や生協や各団体でも鑑賞されるほど、多くの方に認められています。心に響き渡る感動が、より新鮮に受けとめられているのではないでしょうか。

仙台市民オンブズマン支援企画の取り組みとしては、やや異色ではありますが、ステージを鑑賞された方からはおすすめのアピールを寄せていただきました。

ライブ演奏と音楽と語りを組み合わせた、ステージに感動

齋藤敦子

世界の紛争地域に危険をかえりみず、飛び込んで救援活動する桑山さんの生のステージに接して、TVを通してだけでは感じられない感動を受けました。

戦争に巻き込まれながらも前向きに生きていこうとする子どもたちと物に恵まれ、安全を保障された現代の子どもたちと重ね合わせて、幸せとはあるいは生きることとは何かということを改めて考えさせられました。

ライブの音楽演奏、大画面の映像・スライド上映、そして語りを組み合わせた新しい試みのとっても素晴しいステージでした。

皆さまもぜひ来場なさり桑山さんの活動を励まし、応援してください。

タイアップグループの三塚副会長と いっしょに鑑賞した方からよせられた感想です

●映像と歌と語りがシンクロするステージに引き込まれました。イメージが湧かないまま鑑賞しましたが、イヤー久しぶりに感動した2時間でした。

●戦争・貧困・飢餓…、過酷な状況でいつも犠牲になるのが子どもたち。でも大人よりたくましく輝いているのはなぜ？

●このステージを観たら、改めて実感するね。日本は豊かすぎて温かい。何にもできないけど、日本はこのままでいいのか…と。

●新聞、ラジオ、テレビ、映画、歌、踊り、いろいろなメッセージがあるけど、こんなメッセージの手法があるんですね。新しいスタイルですね。

当日まで残すところ1カ月をきりました。オンブズマン活動を財政的に支援するための企画でございます。ぜひおさそいあわせてご来場いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

オンブズマン　支援企画11

当日お手伝いいただける ボランティアを募集中です

11月17日（火）17:00集合（少々遅れても可）で、会場設営・受付、切符のもぎり、ステージ終了後後片づけなど手伝っていただける方を募集します。11月4日に実行委員会がありますので、ご参加いただくとうれしいです。お待ちしています。

この人に聞く これって何!

仙台市議会議員の政務調査費の違法支出が確定!

～市議会は猛省して使途基準の厳格化を～

仙台市民オンブズマン代表　弁護士　十河　弘

この事件は、仙台市議会の03年4月分の政務調査費の違法支出について、オンブズマンが市長を相手に、当時の6会派と無所属市議1人に対し、計約1192万円を返還させるよう求めた住民訴訟です。結論として、約470万円を返還請求するよう命じていた高裁判決が確定しました(オンブズマンの勝訴!)。経過は以下のとおりです。

オンブズマンは、政務調査費が統一地方選の選挙活動に流用されたことなどを理由として03年10月に提訴しました。仙台地裁は訴訟要件を満たしていないとして訴えを却下しましたが、仙台高裁が訴訟要件を満たしていると判断し、審理を地裁に差し戻しました。差戻審で再審理の末、08年3月、地裁は2会派と無所属市議に約477万円を返還請求するよう命じ、これに対して双方が控訴していたところ、高裁は、08年11月、5会派と無所属市議1人に対して、約470万円を返還請求するよう命じました。選挙期間中の臨時調査研究補助者の人件費は全額違法と断罪され、事務機器のリース費用、パソコンやBSチューナー取り付け費なども支出の半額は違法であると判断されました。高裁は支出の按分を認めなかった地裁判決を見直してこれを認め、「半月は選挙活動に専念した事情や支出の性質・金額、総支出額に占める割合などを総合考慮し、一見して不自然な支出額は使途基準外を推認させ、適切な反証がなければ違法支出とみなされる」と判示したのです。返還を命じられた会派と金額は、みらい仙台約113万円、民主フォーラム約280万円、自由民主党・市民会議約46万円、社民党仙台市議団約12万円、グローバルネット仙台約7万円、無所属(屋代光一市議)約13万円でした。これに対する無所属市議の上告に伴い、最高裁で審理されていたのですが、本年10月2日、上告が棄却され、08年11月の高裁判決が確定しました。

宮城県議会では政務調査費の使途基準を厳格に定め、本年4月から運用を開始しました。ところが、仙台市議会は未だに使途基準をきちんと整備しておらず、各会派のルーズな使用を許しています。厳格な使途基準を作ってそれを各会派に遵守させ、領収書や報告書を完備して市民に公開することが必要です。仙台市議会に自浄能力があるのかどうかが問われています。

08年11月の高裁判決を報じる新聞

直轄事業負担金に関する訴訟について

仙台市民オンブズマン　弁護士　松澤陽明

国が国道や河川の建設・改修や維持管理を行った場合、国は地元自治体に対し、経費の一定割合を負担金として請求することが、道路法や河川法で規定されています。この負担金を直轄事業負担金といいます。

地方財政法12条は、「国の機関の設置、維持及び運営に必要な経費は法律で定めない限り地方公共団体に負担させてはならない」旨規定していますので、道路法や河川法に、「河川国道事務所の設置」などの間接経費(業務の多寡に関わらず必要な機関の設置・維持運営の経費)も負担費目である旨の規定がない以上、工事費に含まれないような経費を負担させることはできません。ところが、負担金は、明細を明らかにせず請求が為され、地方自治体も請求内容を確認しないまま支払いを行ってきた経緯がありました。今年3月頃から請求内容が明らかになるにつれ、京都府知事が、「工事現場のプレハブ事務所なら対象となるが、国道事務所等のビルについてまで負担金を取るのはおかしい」と声をあげ、大阪府知事が「ぼったくりバー」みたいと表現するなど批判が強まり、全国知事会は制度改善がなければ今年度の負担金の支払いを拒むことを申し合わせました。国土交通省もこうした批判を考慮し、本年度の直轄事業負担金の請求を差し控えているようです。

仙台河川国道事務所の移転先のアスト長町

改善は歓迎ですが、支払ってしまった負担金を、どうするのかも問題です。宮城県と仙台市が平成20年度に支払った負担金の中には、仙台河川国道事務所の移転先の用地取得費の負担分がありました。県が約1億5700万円、市が約2600万円です。私たちは、この金額を国から取り返すべく住民訴訟を県知事と市長に対して今年7月に提起しました。道路法や河川法で負担の対象となる経費は、実際に建設工事や維持管理に直接的に必要な経費のみであるのが当たり前の法解釈です。役所である河川国道事務所用地の取得代金まで負担させるのは、地方財政法違反です。

裁判は、本年11月から国が訴訟に参加して、本格的に法律論争が行われますが、常識的に考えても国の施設の建設費を地方が負担することはおかしな話です。地方分権や法治主義を徹底するには、法律が書いていないことを利用して行われている「官僚支配＝官治主義」で構築された「制度」を、きちんとした法律の解釈適用によって打ち破ることが必要です。今回の訴訟が、それに役立つ結果を生むように頑張りますので、応援をお願いします。

【次回例会のご案内】

偶数月の第一火曜日
宮城地域自治研究所(朝市ビル3階)
▼次回は12月1日(火)です

賑やかにおこないたいと思います。ふるって御参加ください。若干のお飲物などご用意しますが、持ち込みは大歓迎です。

驚きとため息!!
生の議会をウォッチ!

議会ウォッチャー・仙台

議会傍聴をとおして、議会を変えるあらたな活動がはじまっています。ぜひご参加ください。詳しくは事務局まで。